

平成 27 年度東アジア包括的植物品種保護戦略委託事業報告書

1. はじめに

本事業は、農林水産省が行った公募による委託事業「平成 27 年度東アジア包括的植物品種保護戦略委託事業」を（公社）農林水産・食品産業技術振興協会が受託して実施した事業の経過及び結果をまとめたものである。

2. 事業の背景及び目的

農林水産省は、平成 20 年度以降、日本、ASEAN 諸国、中国及び韓国（以下「構成国」という。）から成る「東アジア植物品種保護フォーラム」（以下「フォーラム」という。）の下、各国における植物品種保護（PVP：Plant Variety Protection。以下「PVP」という。）制度の整備・充実を促進するための人材育成や意識啓発等の協力活動を行ってきた。この結果、PVP 制度の運営が不十分であった国において保護対象の植物が大幅に拡大し、PVP 制度の未整備であった国において制度の基礎となる法律が制定され、又は大幅に改正されるなど、各国において主体的な取り組みが現れてきたところである。

具体的には、以下のとおり。

(1) UPOV への加盟準備を開始している国

マレーシアは、独自の品種保護制度を運営していたが、現在、1991 年条約に合わせて法律改正中であり、また、ブルネイでは、1991 年条約に沿った法律案が作成され、両国とも、UPOV に条約との整合性の審査を依頼中である。

(2) 法令を整備中の国

カンボジア及びラオスは、UPOV のモデル法に準拠した法律はあるが、まだ、制度の運営は行われていない。今後のステップについて、UPOV と協議中である。また、ミャンマーは、UPOV 条約に合わせて法律を修正中である。

(3) UPOV 条約と整合しない国内法による制度運営が行われている国

インドネシア、フィリピン及びタイは、独自の品種保護制度を運営しており、当面法律改正の動きはない。しかしながら、本事業によるセミナー等の開催を通じて、種苗会社や育成者の意識は高まってきている。

このため、これまで培われてきた機運をさらに醸成しつつ、フォーラムを戦略的に展開し、我が国で育成された品種が東アジア各国で適切に保護されるための環境整備を行うことを目的とする。

3. 委託事業推進の実施方針

(1) 東アジア各国の PVP 制度の現状及び課題に関する調査

① 各国 PVP 制度の現状及び課題に関する調査

日本、ASEAN 諸国、中国、韓国を対象に、各国の PVP 制度の担当部局・フォーラム関係窓口、法体系の整備状況、審査の実施状況（作物種別出願・登録件数、保護対象植物、審査基準の整備状況、審査に係る栽培試験の実施状況、外国との審査協力の実施状況・可能性等）等、各国の政策面、技術面の障害や政策決定のメカニズムを包括的に調査し、事業実施期間中に随時更新し、フォーラムホームページの各国の情報に反映し公表する。

② PVP 制度の運用・課題に関する現地調査

ASEAN 諸国のうち 1 か国以上を対象に、調査対象国における権利侵害の対策や事例、国内外の種苗会社の事業展開の状況、我が国育成品種の種苗や生産物の栽培・流通等について調査する。

(2) 東アジア植物品種保護フォーラム第 8 回本会合等の開催

ホスト国である韓国と協力して本会合等を開催する。開催に当たっては、ホスト国と調整の上、各国との連絡調整等のサポートを行う。

(3) UPOV 条約に沿った PVP 制度の運営に向けた協力活動の推進

過年度の委託事業により把握された課題解決に有効かつ効率的な協力活動を検討し、協力活動の実施に係る支援及びその関連事務を行う。協力活動の検討に当たっては、上記(2)のフォーラム本会合の結果も考慮した上で、担当職員及び各協力活動の提案国等と協議する。

① 意識啓発

ASEAN 諸国の UPOV への加盟を促進するため、シンポジウム及び意識啓発セミナー等を開催する。

② テストガイドラインの調和

平成 25 年度の本会合で提案された 8 種類のテストガイドラインについて、それぞれの進捗状況を調査し、本年度の本会合で実施スケジュールを決めて、順次テストガイドライン調和のための専門家会合を、開催国と協力して実施する。

③ 審査技術研修

新品種の DUS（区別性、均一性及び安定性）審査のための栽培試験の実施について、試験区の設定、テストガイドラインの解説、標準品種の選定、特性の調査方法、特性値の決定方法、DUS の判定方法、報告書の作成方法、データベースの活用等の審査技術を移転するための専門家会合を開催する。

④ フォーラムウェブサイトを通じた情報共有及びウェブサイトの改修

各国における取り組みの実効性の確保と成果の広汎な定着に向け、各国間及び日本国内並びに UPOV 加盟国との情報共有、情報発信のためのフォーラムウェブサイト（日本語及び英語）の適切な運営管理を行う。また、ウェブサイトの情報検索の利便性の向上等のため、リニューアルを行う。

⑤ 検討委員会の設置

事業目的に照らし、フォーラムを戦略的に展開するため、4 名以上の国内有識者で構成される検討委員会を設置し、実施方針及び事業結果の取りまとめ等について検討する。委員は、知的財産法の専門家、育種専門家、(独) 種苗管理センター、国際協力機構等の中から、委託元と協議して選定する。

4. 事業の経過及び結果

(1) 東アジア各国の PVP 制度の現状及び課題等に関する調査

① 各国 PVP 制度の現状及び課題に関する調査

フォーラムメンバー国を対象に、各国の PVP 制度の担当部局及びフォーラム関係担当者を調査し、リストを作成した。また、法体系の整備状況を調査し、法令の最新版を入手し、ホームページに反映した。その他、UPOV 加盟に向けた動向、各国の PVP 制度に基づく審査の実施状況（出願・登録件数、保護対象植物、審査基準の整備状況、審査に係る栽培試験の実施状況、外国との審査協力の実施状況・可能性、出願代理人等）について調査し、一覧表に取りまとめるとともに、ウェブサイトにも反映した。(別紙(1)①)

② PVP 制度の運用・課題に関する現地調査

タイ及びベトナムを対象に、これらの国における権利侵害の対策や事例、国内外の種苗会社の事業展開の状況、我が国育成品種の種苗や生産物の栽培・流通等について調査した。調査結果は別紙(1)②③のとおり。

(2) 東アジア植物品種保護フォーラム第 8 回本会合の開催

2015 年 9 月 2 日に韓国ソウルで開催した。当初、7 月の 21、22 日に開催予定であったが、Mers【中東呼吸器症候群】の発生により、9 月に延期された。このため、本年度の協力活動の実施については、各国担当者とメールにより協議し、実施時期を逸しないように事前に調整した。本年度は、各国からの要請を集計した結果、全ての要請案件を採択することが可能と見込まれたことから、予備会合は開催せず、本会合のみとなった。

会合では、UPOV の最近の状況についての報告並びに各国からカンントリーレポート

及び本年度の協力活動の要請が出された。まず、本年度の活動計画の策定に向けて、活動計画策定のための 2015－2016 プライオリティが採択され、これに沿って検討した結果、本年度の要請案件は、全て採択された。

審査基準の調和については、デンドロビウムとスターフルーツが採択された。ランブータンに関しては、調査未了の形質があり、再度 1 回の専門家会合が必要との判断がなされたため、次年度以降、タイにおいてランブータンの審査基準の調和に関する専門家会合が実施されることとなった。

次年度の第 9 回フォーラム本会合は、ベトナムで開催されることが決定した。

(別紙(2))

(3) UPOV 条約に沿った PVP 制度の運営に向けた協力活動の推進

① 意識啓発

(ア) シンポジウムの開催

2015 年 9 月 3 日に韓国ソウルで開催された。本年度のシンポジウムは、UPOV から、品種保護制度の効果を高める UPOV の任務についての講演に続き、国際出願の促進のため、各国における PVP の出願方法について、フォーラム構成国に加えアメリカとオランダからプレゼンテーションが行われた。各国における出願手続きは、統一されておらず、UPOV 加盟国であっても基本的な未譲渡性の期間が異なるなど、海外出願の課題が明らかになった。

最後に、韓国における遺伝資源の育種への利用について講演が行われた。

(別紙(3)①)

(イ) 意識啓発セミナーの開催

i. ブルネイ

2015 年 12 月 6 日にブルネイ・バンドルスリブガワンで意識啓発セミナーを開催した。ブルネイ側の参加者は、ブルネイ農業食料局、知財局、種苗会社、生産者等 43 名、UPOV 事務局、UPOV 加盟国からベトナム、CPVO (欧州植物品種庁)、米国特許庁、日本農林水産省が参加し、UPOV の基本原則と加盟のメリット、日本の経験：UPOV 条約に基づく品種保護制度の効果、UPOV 加盟 10 年のベトナムの歩み、UPOV の支援策、欧州共通品種保護制度の仕組みと利点、米国における品種保護制度の利点について講演及び意見交換が行われた。(別紙(3)④ア))

ii. ラオス

2015 年 12 月 7 日及び 8 日にラオス・ビエンチャンで意識啓発セミナーを開催した。ラオス側参加者は、農業森林省副大臣はじめ 22 名、UPOV 事務局、

UPOV 加盟国からベトナム、CPVO、米国特許庁、日本農林水産省、フランス
種苗協会が参加し、UPOV の基本原則と加盟のメリット、日本の経験：UPOV
条約に基づく品種保護制度の効果、UPOV 加盟 10 年のベトナムの歩み、
UPOV の支援策、欧州共通品種保護制度の仕組みと利点、米国における品種
保護制度の利点、フランスにおける知的財産制度の発展について講演及び意
見交換が行われた。

8 日は、ラオスの UPOV 加盟に向けた、非公開のラウンドテーブル協議が
行われた。(別紙(3)④イ)

iii. カンボジア

2015 年 12 月 9 日にカンボジア・プノンペンで意識啓発セミナーを開催し
た。カンボジア側の参加者は農林水産省、工業手工芸省、種苗会社、大学等 44
名。UPOV 事務局、UPOV 同盟国からベトナム、日本農林水産省が参加し、
UPOV の基本原則と加盟のメリット、日本の経験：UPOV 条約に基づく品種
保護制度の効果、UPOV 加盟 10 年のベトナムの歩み、UPOV の支援策につ
いて講演及び意見交換が行われた。(別紙(3)④ウ))

iv. インドネシア DUS テスト受け入れ研修

2015 年 10 月 25 日から 27 日に、インドネシア農業省農業植物品種・許可
局保護センターからセンター長他 1 名の視察研修の受け入れを行った。(独)
種苗管理センター雲仙農場及び長崎県農林技術開発センター馬鈴薯研究室で
バレイショの DUS 試験及び施設整備について研修を実施した。(別紙(3)⑤)

② テストガイドラインの調和

本年度、各国から要請があったのは、林木のアカシアのみであった。2015 年 9 月
7 日から 10 日、マレーシアの林業試験場 (FRIM) 及び同試験場 Segamat 支場で、
テストガイドライン調和のための専門家会合が開催された。

アカシアは、生育が早い林木として、近年注目されている作目で、バイオマス原
料にも使用される。マレーシア、日本、カンボジア、中国及びベトナムの林木専門
家が参加し、UPOV 一般審査基準に沿って実物の調査をしながら検討を進め、統一
テストガイドライン案が作成された。今後、各国に持ち帰って精査の上最終版とな
り、来年度のフォーラム本会合に提出される。

日本からは、森林総研林木育種センター西表熱帯育種技術園園長の千木良治氏及
び(独) 種苗管理センターの石井裕一郎氏が指導専門家として参加した。千木良氏
は、マレーシアで発見されたハイブリッドアカシアの遺伝子解析とマレーシアへの
PVP 出願のサポートを行った経験がある。

UPOV には林木アカシアのテストガイドラインはないため、今後 UPOV の TWO (観賞植物及び林木技術作業部会) に提案し専門家による検討を経て、UPOV テストガイドラインとしてオーソライズされることが期待される。(別紙(3)②)

③ 審査技術研修

(ア) イネ審査技術研修

2015 年 11 月 24 日から 11 月 27 日マレーシア・ペラ州の Titi Serong 農業センターで、イネの DUS 試験の実施、特に、標準品種の選定方法についての審査技術研修が実施された。マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリピン及びタイから計 20 名の専門家が参加した。日本からは、元 JICA 専門家の水野忠雄氏、(独) 種苗管理センター西日本農場の中西浩司氏、農林水産省種苗審査室の高松芳明氏が参加し、また、昨年度本事業の協力活動でイネの審査技術研修を実施したベトナムから Mr. Mai The Tuan 氏及び Mr. Nguyen Quoc Phuong 氏が指導専門家として参加した。イネは ASEAN 地域の重要作物であるため、今後、同様の研修の実施が必要であると考えられる。課題としては、栽培植物の生育ステージが気候に左右されるので、研修期間に合わせるのが難しいことであり、今後、何らかの対策が必要と考える。(別紙(3)③ア))

(イ) トマト審査技術研修

2015 年 11 月 30 日から 12 月 3 日にベトナムハノイ近郊の (独) ベトナム植物品種試験センター Turiem 支所で実施された。参加国は、ベトナム、ラオス、カンボジア、日本の 4 か国で、日本からは元 JICA 専門家の水野忠雄氏、(独) 種苗管理センター雲仙農場の黒岩成江氏が参加した。標準品種を含め 44 品種が栽培され、UPOV トマトテストガイドラインに沿って試験区が設定されていた。UPOV 一般審査基準やトマトの審査マニュアルに沿って、形質の分類等の基礎的事項についての講義に続き、圃場での特性調査、審査報告書の作成を行った。最後に、再度は場で、報告書の問題点について、実物を見ながら確認した。ベトナムの担当者の英語力及び研修実施能力は、去年のイネ栽培技術研修時に比べ、格段の進歩が見られた。研修の実施を通じたベトナムの人材育成が効果的に行われていることが確認された。ここでの課題も、植物の生育ステージを研修時期に合わせるのがかなり難しいことであり、来年以降の実施に際しては試験区を、栽培時期をずらして 2 分割する等、何らかの対応が必要であると考えられる。(別紙(3)③イ))

④ ホームページのリニューアル及び管理

フォーラムウェブサイトの設計が古く、情報の検索が非効率である等の課題を解

決するため、サイトを全面的にリニューアルし、2015 年 12 月に公開した。

また、今年度の調査結果、活動報告を情報共有した。(別紙(4)①②)

⑤ 検討委員会の設置と運営

事業目的に照らし、フォーラムを戦略的に展開するため、7 名の委員からなる検討委員会を設置し、6 月、10 月及び 2 月に 3 回の委員会を開催した。(別紙(5)①②)

(ア) 第 1 回検討委員会開催 (2015 年 6 月 26 日)

第 1 回検討委員会では、平成 27 年度事業に関する概要説明を行い、本年度の事業実施スケジュール及び事業実施方針について承認された。また、本年度の協力活動の推進について、プライオリティ及び協力活動の選定についての基本方針が承認された。

(イ) 第 2 回検討委員会開催 (2015 年 10 月 21 日)

第 2 回検討委員会では、東アジア植物品種保護フォーラム第 8 回会合、シンポジウムの実施報告、マレーシアにおけるアカシアの審査基準調和会合の実施報告を行い、東アジア各国の PVP 制度の現状及び課題に関する調査の中間報告を行い、今後の協力活動の実施方針について、承認が得られた。さらに、ウェブサイトのリニューアル方針の検討を行うとともに、今後の活動計画について同意が得られた。

(ウ) 第 3 回検討委員会開催 (2016 年 2 月 3 日)

第 3 回検討委員会では、本年度の協力活動の実施についての報告及び評価を行い、本年度事業のとりまとめ方法を決定し、また、今後の EAPVP フォーラムの展開方向について検討が行われた。

<事業実施スケジュール>

